

令和6年度企画提案募集要項

《新産業創出ネットワーク事業（専門家による伴走支援）業務委託》

1 業務委託名

新産業創出ネットワーク事業（専門家による伴走支援）業務委託

2 目的

多くの県内企業は、自社で経験を培ってきたビジネス分野以外で新事業を実施した経験が少なく、新規事業に必要な事業計画、研究・開発、販路開拓等に求められる知識やノウハウについても自社独自で対応せざるを得ないことから、新規事業が思うように進まず、事業計画に沿った結果に結び付いていない。

このように、県内企業が自社独自で新規事業を実施することは極めて難しい状況にあることから、新規事業への取組意欲が高い県内中小企業等を募集し、新規事業専門のコンサルタントより、事業計画のP D C Aや課題解決の手法、資金調達の相談等、企業に寄り添った、状況に応じた伴走型のコンサルティングを行い、事業計画に沿った着実な事業実施を支援する。

3 事業内容及び仕様

別紙「新産業創出ネットワーク事業（専門家による伴走支援）業務委託仕様書」のとおり

4 委託先の選定

企画提案方式によるものとする。

5 委託金額

上限 14, 113千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 履行期間

契約締結日～令和7年2月28日（金）

7 企画提案書等の作成及び提出方法

（1）提出書類

企画提案書は「A4版」又は「A3版の折込み」で、以下のとおりとする。

番号	提出書類の名称	様式	内 容 等	提出部数
1	参加申出書	様式1	法人(団体)名, 住所, 代表者名, 担当者名を記載すること。	1部
2	応募書	様式2	法人(団体)名, 住所, 代表者名, 担当者名を記載し, 法人登記印 を押印すること。	6部
3	誓約書	様式3	表面: 誓約書 裏面: 役員名簿	6部
4	企画提案書	任意様式	企画内容及び業務スケジュール 等を示すこと。 企画提案者が行うコンサルティング 支援の特徴や様子が分かる イメージ図やポンチ絵等を入れる こと。	6部
5	実施体制書	任意様式	本事業を実施するに当たっての 人的体制を示すこと。(氏名, 役 職, 業務分担内容など)	6部
6	見積書 (事業費内訳書)	任意様式	事業費の総額, 内訳が分かるよ うに記載すること。	6部
7	法人の概要書	任意様式	代表者, 所在地, 事業内容, 役員 等を記載すること。(企業概要パ ンフレット等を添付)	6部
8	類似業務実績書	任意様式	直近3か年程度の類似業務を受 託した事業の有無(ある場合は, 事業名, 委託先, 内容等を記載す ること。)	6部
9	決算書	任意様式	直近の2期分を添付すること。	6部

※ 2番と3番については, 原本1部とコピー5部

(2) 提出方法

郵送, 宅配便又は持参とし, FAX及び電子メールは不可とする。

(3) 提出期限

令和6年5月16日(木) 17時必着

ただし、様式1「参加申出書」は、令和6年5月9日(木) 17時までに、PDF版で電子メールにより提出すること。

(4) 問合せ及び提出先

公益財団法人かごしま産業支援センター 産業振興課 担当：古田，山之内

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1

TEL：099-219-1272, E-mail：ikusei@kisc.or.jp

(5) 留意事項

ア 企画提案書の提出は、1者1提案とする。

イ 企画提案書の作成、提出等に要する経費は、企画提案者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の訂正は認めない。

エ 受託者の決定後は、県と十分に協議しながら事業内容を決定するので、企画の一部を修正又は変更する場合がある。

8 企画提案に必要な資格

以下に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営不振の状態にない者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (4) 暴力団員等を構成員に含まない、また暴力団等との取引がないこと。

9 審査・選考方法等

(1) 審査・選考方法等

選定委員会(かごしま産業支援センター内に設置)を開催し、書類審査の上、最も事業効果が高いと認められる企画提案書を提出した応募者を契約の相手方として決定する。

(2) 審査・選考基準

審査・選考基準については、次の各号に合致するものとし、審査に際し、別に定めることとする。

- ア 事業の趣旨，内容に沿った企画提案書であること。
- イ 実施体制などを含めて，業務遂行が確実なものであること。
- ウ 必要経費などが適正に計上されていること。

10 選考結果と契約の締結

(1) 選考結果

選考結果は，全ての提案者に対して文書で通知する。

なお，審査結果についての異義申立ては，一切受け付けない。

(2) 契約の締結

選考により決定した相手方と契約を締結する。

委託契約の締結に当たっては，企画提案書の内容をそのまま実施することを確約するものではない。

したがって，契約予定者とかがしま産業支援センターは，企画提案書の内容を基に業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整を行うこととする。

11 実績報告書の提出・経費の支払等

(1) 事業報告及び完了検査

契約を締結した事業者は，事業完了後，次に掲げる書類を提出し，かがしま産業支援センターの完了検査を受けるものとする。

ア 実績報告書

イ その他必要書類

(2) 事業費の請求及び支払

完了検査に合格したものに限り，契約額の支払を行う。

12 スケジュール（予定）

令和6年5月16日（木） 企画提案「応募書」の提出期限

令和6年6月 5日（水） 委託契約の締結（事業開始）